

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.192

【共通】 問1 象火気設備等の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定めることとされているが、次の設備のうち、当該政令で定める基準において「防火上支障がないものとして総務省令で定める場合を除くほか、建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃物までの間に、火災予防上安全な距離を保つこと」とされている基準が特例により除外されているものを1つ選べ。

- (1) ふろがま
- (2) 厨房設備
- (3) 乾燥設備
- (4) 火花を生ずる設備

【消防用設備等】 問1 次のうち、消防法令上、防火対象物に該当しないものを1つ選べ。

- (1) 山林
- (2) 運転中の道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車
- (3) 航行中の船舶安全法第2条第1項の規定を適用する船舶
- (4) 工作物に属する物

【消防用設備等】 問2 ガス漏れ火災警報設備に関する設置及び維持の技術上の基準として、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 燃料用ガスが使用されている防火対象物又はその部分であっても、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスのみが使用されているものについては、ガス漏れ火災警報設備の設置義務はない。
- (2) ガス漏れ火災警報設備の一の警戒区域の面積が500㎡以下である場合は、当該警戒区域を防火対象物の三の階にわたり設定することができる。
- (3) ガス漏れ検知器は、出入口の付近で外部の気流がひんぱんに流通する場所、換気口の空気吹き出し口から1.5m以内の場所、ガス燃焼機器の廃ガスに触れやすい場所その他ガス漏れの発生を有効に検知することができない場所に設けてはならない。
- (4) 温泉法施行規則第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）の周囲に検知器を設ける場合にあっては、受信機を設ける必要はない。

【防火査察】 問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 法第5条第1項の規定により消防署長名で発動した防火対象物の改修命令に対する審査請求の期間は、法第5条の4により命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。
- (2) 法第5条の2第1項の規定により消防長名で発動した防火対象物の使用禁止命令に対する審査請求の期間は、行政不服審査法第18条第1項により命令があったことを知った日の翌日から起算して20日以内である。
- (3) 法第3条第1項の規定により消防吏員名で発動した屋外における危険物の除去命令に対する審査請求の期間は、法第5条の4により命令を受けた日の翌日から起算して30日以内である。
- (4) 法第17条の4第1項の規定により消防署長名で発動した自動火災報知設備の設置命令に対する審査請求の期間は、行政不服審査法第18条第1項により命令があったことを知った日の翌日から起算して1月以内である。

【防火査察】 問2 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理等に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 消防署に広聴があり現場に向向したところ、屋外の河川敷において、たき火をした残火が強風により舞い上がり、付近の枯れ草が火災になる危険が認められた。このため、法第3条第1項第2号による命令を発動しようとしたが、行為者が確知できないので、法第3条第2項により消防職員が水をかけ残火を処理した。
- (2) 法の罰則については、法第5条第1項命令などの命令違反を前提とする罰則規定と、法第17条の3の3に規定する消防用設備等点検報告義務に違反した者などに対する直接の罰則規定がある。消防機関は、いずれの場合も、罰則の適用を促すための措置（告発・過料事件の通知）を実施する必要がある。
- (3) 消防機関は、法第5条の3第1項に基づく物件の除去命令を発出したときは、違反状態が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより公示を行う必要があるが、法第4条第1項に基づく資料提出命令を発出したときは、標識の設置等の公示を行う必要はない。
- (4) 消防機関の行う違反処理に伴う行政処分等に対する行政救済制度としては、相手方の被害を金銭で償う方法と行政作用そのものの効力を争っていく方法とに大きく分けられ、前者を国家補償、後者を行政上の争訟という。

【共通】

問1 答 (4)

解説 「対象火気設備等」とは、「火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備であって総務省令で定めるもの」をいい、その位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項に係る政令で定める基準（「条例制定基準」という。以下同じ。）が消防法施行令第5条第1項に定められている。また、同条第3項においては、火を使用する設備以外を対象火気設備等で、その機能、構造等により条例制定基準によることが適当でないと認めるものについては、当該条例制定基準に関して、対象火気設備等の種類ごとに総務省令で特例を定めることができると定められている。

本設問は、条例制定基準のうち、同条第1項第1号において保つこととされている、いわゆる離隔距離の基準と、同条第3項に基づき、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第17条において定められている当該基準の特例の適用について問うものである。

同条において、「火花を生ずる設備」については、令第5条第1項第1号の離隔距離を保つことを求める基準を適用しないこととされているが、「ふろがま」、「厨房設備」及び「乾燥設備」については、特段の規定がないため、令第5条第1項第11号の離隔距離を確保する必要があるとされている。

なお、火花を生ずる設備は、グラビア印刷機、ゴムスプレッター、起毛機等が該当し、当該設備のローラーと加工対象物である紙、ゴム、生地等の可燃物が常に接触する状態であるため、静電気を発生して放電する結果、火花を生じるものであるが、その使用形態がそもそも可燃物に何らかの働きかけを行うものであり、可燃物との間に離隔距離をとるという基準を適用すれば、当該設備自体を否定することになることから、当該基準の適用が除外されているものである（消防法施行令解説第二版P. 158参照）。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 消防法第2条第2項において、「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。」とされており、同条第6項において、「舟車とは、船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。」と定義されているすなわち、「山林」、「船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶、端舟、はし

け、被曳船その他の舟」、「車両」、「船きよ若しくはふ頭に繋留された船舶安全法第2条第1項の規定を適用する船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟」、「建築物を含む工作物」又は「これら（ただし、山林は含まない。）に属する物」が防火対象物に該当することになる。よって、船舶安全法第2条第1項の規定を適用する船舶については、船きよ若しくはふ頭に繋留されたもののみが防火対象物に該当するため、航行中のものは防火対象物には該当しない。なお、「船きよ」とは、船舶の建造や修繕などを行うためのいわゆる「ドック」のことをいう。

問2 答 (2)

解説 (1) 消防法施行規則第24条の2の2第1項第1号の規定のとおりであり、正しい。

ガス漏れ火災警報設備の設置義務のある防火対象物又はその部分については、消防法施行令第21条の2第1項に掲げられているが、総務省令で定めるものを除くとされている。この総務省令で定めるものは、消防法施行規則第24条の2の2第1項において、次に掲げる防火対象物又はその部分以外のものとされていることから、消防法施行令第21条の2第1項各号のいずれかに該当する防火対象物又はその部分で、かつ、消防法施行規則第24条の2の2第1項各号のいずれかに該当するものに対して設置義務が生じることとなる。同項第1号においては、燃料用ガスが使用されるものが掲げられているが、当該燃焼用ガスとして、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガス（いわゆるLPガス）は除かれていることから、LPガスを使用する防火対象物又はその部分にガス漏れ火災警報設備の設置義務はない。

(2) 消防法施行令第21条の2第2項第1号において、ガス漏れ火災警報設備の警戒区域（ガス漏れの発生した区域を他の区域を区別して識別することができる最小単位の区域をいう。以下同じ。）は、防火対象物の二以上の階にわたってはいけませんが、総務省令で定める場合はこの限りではないとされている。この総務省令で定める場合は、消防法施行規則第24条の2の2第4項に規定されており、一の警戒区域の面積が500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が二の階にわたる場合とされている。そのため、警戒区域は三の階にわたることはできないため、誤り。

(3) 消防法施行規則第24条の2の3第1項第1号ただし書きの規定のとおりであり、正しい。

(4) 消防法施行規則第24条の2の3第1項第3号の規定のとおりであり、正しい。ガス漏れ火災警報設備の受信機は、同項第1号イ（イ）又は同号ロ（イ）に定めるところにより検知器を設ける場合、すなわち、燃焼器又は貫通部（燃料用ガスを供給する導管が防火

対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。)の周囲に検知器を設ける場合にその設置が求められているが、同号イ(口)又は同号ロ(口)に定められている温泉の採取のための設備(温泉法施行規則第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。))の周囲に検知器を設ける場合には求められていない。なお、温泉の採取のための設備に対するガス漏れ火災警報設備の設置の義務付けについては、平成19年6月に東京都渋谷区において発生した火災を踏まえて消防法施行令等の一部が改正されて新設されたものであり、それまで義務付けられていた燃焼器に対するガス漏れ火災警報設備とはその構造、性能等が異なっており、温泉法令とも整合を図り、基準が定められている(「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」(平成20年8月28日付け消防予第200号)参照)。

【防火査察】

問1 答 (1)

- 解説 (1) 法第5条の4により正しい。
 (2) 法第5条の2第1項の規定による命令に対する審査請求の期間は、法第5条の4により30日以内であるので、誤り。
 (3) 法第3条第1項の規定による命令に対する審査請求の期間は、行政不服審査法第18条第1項により命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であるので、誤り。
 (4) 法第17条の4第1項の規定による命令に対する審査請求の期間は、行政不服審査法第18条第1項により命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であるので、誤り。

問2 答 (1)

解説 (1) 逐条解説消防法により、法第3条第2項は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知できないため、これらの者に対し、法第3条第1項第3号及び第4号による命令を発出できない場合は、消防職

員に措置をとらせることができることを規定している。法第3条第1項第2号に掲げる措置については規定していない。当該措置について受命者たるべき者を知ることができず、当該命令を発出することができないときは、法第29条第1項の規定に基づき消防機関が行う消火活動として、又は、緊急避難として対処することになるので、不適当。

- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

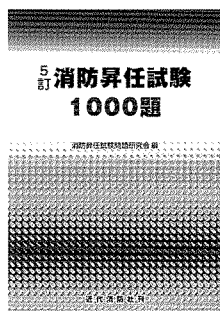
【危険物】

問1 答 (4)

解説 いずれも取扱数量に変更がないことから、それぞれの指定数量を比較すればよい。指定数量は、第4類・第1石油類・水溶性液体(400L)、第4類・アルコール類(400L)、第4類・第2石油類・水溶性液体(2,000L)、第4類・第3石油類・非水溶性液体(2,000L)、第6類・過酸化水素(300kg)、第6類・硝酸(300kg)、第2類・硫黄(100kg)、第2類・鉄粉(500kg)である(令別表第3参照)。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 地下貯蔵タンクの計量口は、計量するとき以外は閉鎖しておく(令第26条第1項第四号参照)。
 (2) 貯蔵所においては、危険物以外の物品は貯蔵しないことが原則であるが、第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンク貯蔵所等において、危険な反応を起こさないもので、当該地下タンク貯蔵所等の構造及び設備に悪影響を与えないよう貯蔵する場合には例外とされている(令第26条第1項第一号、規則第38条の4第二号参照)。
 (3) 正しい(令第26条第1項第五号参照)。
 (4) 移動貯蔵タンクから液体の危険物を注入するとき、注入ホースを緊結しないことができるのは、指定数量未満の量の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに限られている(令第27条第6項第四号イ、規則第40条の5第2項参照)。



5訂 消防昇任試験 1000題

■ 消防昇任試験問題研究会編 / B5判 / 416頁 定価3,300円(税込)

消防士長・消防司令補をめざしている方々のために、基本的な知識を問う選択式の問題を中心に厳選し、各問題には出題の意図を正しく理解できるように解説を付し好評をいただいている本書。8年ぶりに改訂。

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目1番19号(ヤクルト本社ビル)
 TEL (03) 5962-8831 FAX (03) 5962-8835 URL <https://www.ff-inc.co.jp/>